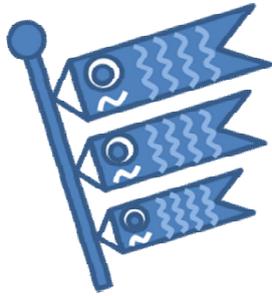


雇用ニュース

つがる
2025



4月号(3月内容)

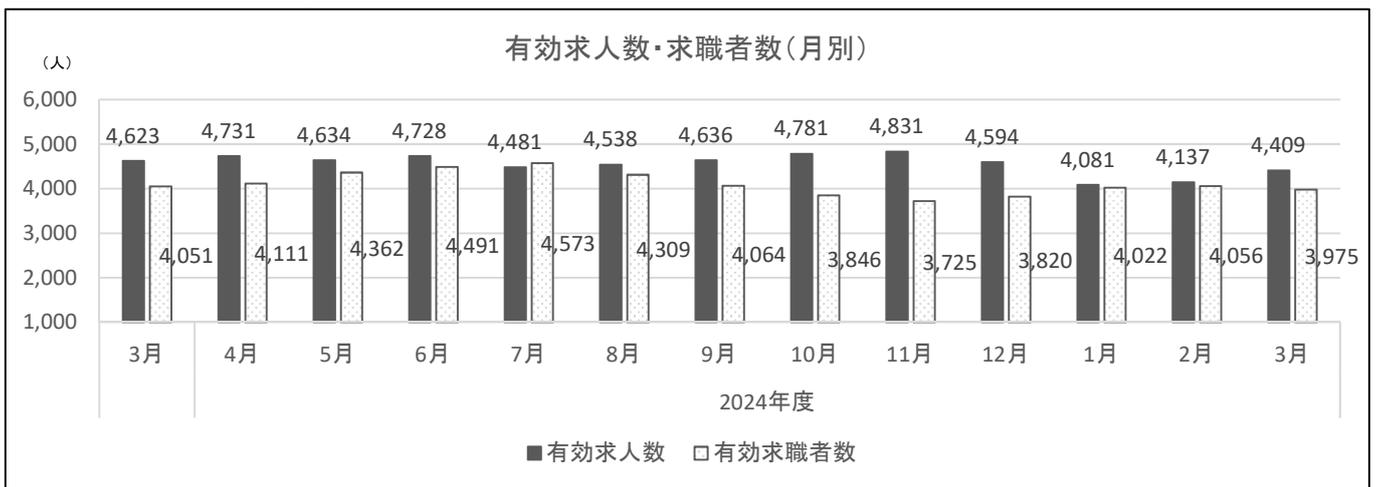
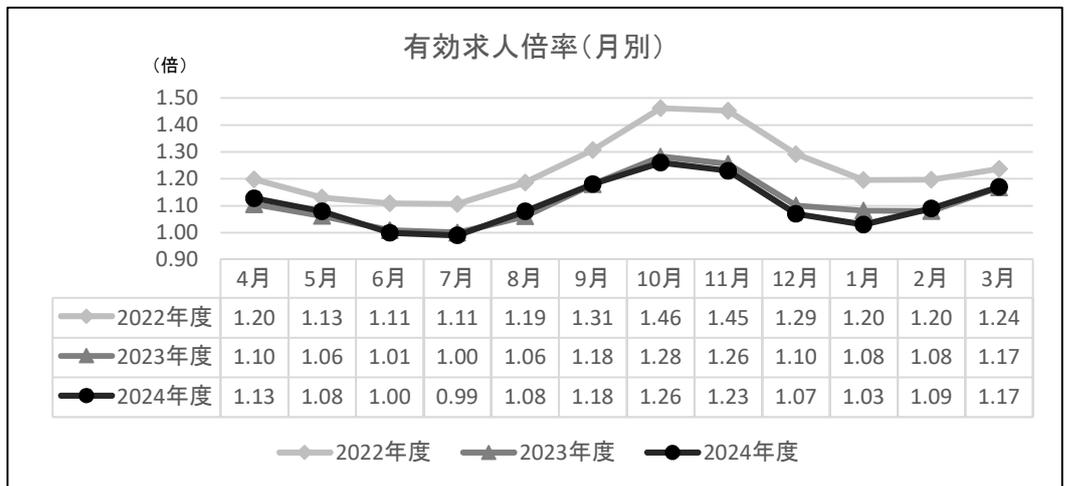
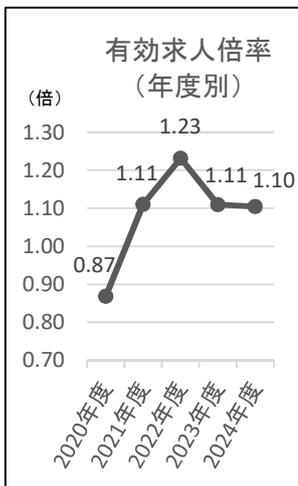


ハローワーク弘前 (弘前公共職業安定所)

〒036-8502 弘前市南富田町5-1

TEL 0172-38-8609

●有効求人数・求職者数・求人倍率の推移



○求人・求職の状況

- 有効求人倍率は1.17倍となり、前年同月と同値になりました。また、前月比では0.08ポイント上回りました。
- 有効求職者数は3,975人で、対前年同月比1.9%(76人)減少しました。
- 有効求人数は4,657人で、対前年同月比1.6%(74人)減少しました。
- 新規求職申込件数は898件で、対前年同月比0.2%(2件)増加しました。
- 新規求人数は1,557人で、対前年同月比3.5%(56人)減少しました。
- 就職件数は375件で、対前年同月比9.6%(40件)減少しました。

●一般職業紹介状況（管内）

1. 全数

	2025年 3月	2024年 3月	増減数	増減率(%)	2024年度 3月(累計)	2023年度 3月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	1,557	1,613	▲ 56	▲ 3.5	19,948	19,929	19	0.1
月間有効求人数 (人)	4,657	4,731	▲ 74	▲ 1.6	54,507	54,981	▲ 474	▲ 0.9
新規求職申込件数 (件)	898	896	2	0.2	11,083	11,606	▲ 523	▲ 4.5
月間有効求職者数 (人)	3,975	4,051	▲ 76	▲ 1.9	49,354	49,540	▲ 186	▲ 0.4
紹介件数 (件)	826	906	▲ 80	▲ 8.8	8,707	9,000	▲ 293	▲ 3.3
就職件数 (件)	375	415	▲ 40	▲ 9.6	3,557	3,858	▲ 301	▲ 7.8
就職率 (%)	41.8	46.3	▲ 4.5	*	32.1	33.2	▲ 1.1	*
新規求人倍率 (倍)	1.73	1.80	▲ 0.07	*	1.80	1.72	0.08	*
有効求人倍率 (倍)	1.17	1.17	0.00	*	1.10	1.11	▲ 0.01	*

注) 学卒を除きパートタイムを含む。

2. 常用的フルタイム

	2025年 3月	2024年 3月	増減数	増減率(%)	2024年度 3月(累計)	2023年度 3月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	870	860	10	1.2	11,089	10,969	120	1.1
月間有効求人数 (人)	2,724	2,776	▲ 52	▲ 1.9	31,843	31,543	300	1.0
新規求職申込件数 (件)	552	576	▲ 24	▲ 4.2	6,175	6,695	▲ 520	▲ 7.8
月間有効求職者数 (人)	2,221	2,437	▲ 216	▲ 8.9	27,214	28,445	▲ 1,231	▲ 4.3
紹介件数 (件)	475	491	▲ 16	▲ 3.3	4,861	5,071	▲ 210	▲ 4.1
就職件数 (件)	184	209	▲ 25	▲ 12.0	1,900	2,071	▲ 171	▲ 8.3
就職率 (%)	33.3	36.3	▲ 3.0	*	30.8	30.9	▲ 0.1	*
新規求人倍率 (倍)	1.58	1.49	0.09	*	1.80	1.64	0.16	*
有効求人倍率 (倍)	1.23	1.14	0.09	*	1.17	1.11	0.06	*

注) 学卒及びパートタイムを除く。

3. 常用的パートタイム

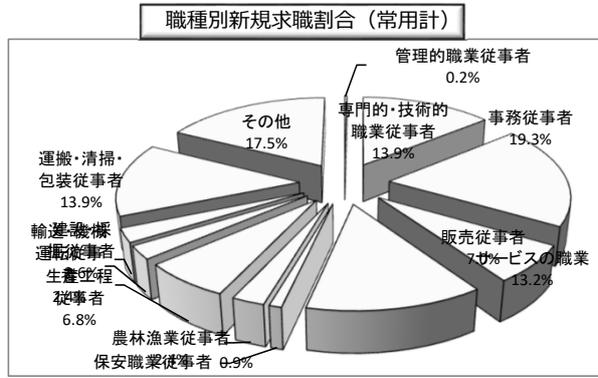
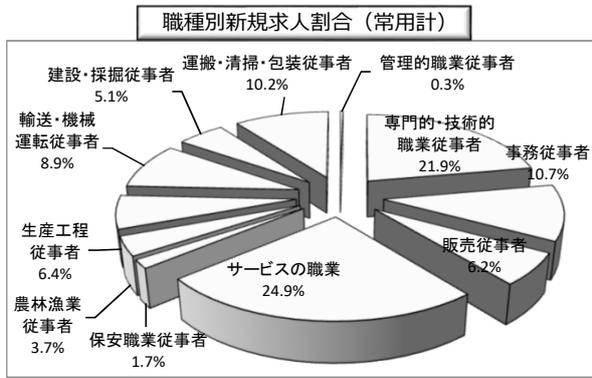
	2025年 3月	2024年 3月	増減数	増減率(%)	2024年度 3月(累計)	2023年度 3月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	461	570	▲ 109	▲ 19.1	5,641	5,999	▲ 358	▲ 6.0
月間有効求人数 (人)	1,372	1,504	▲ 132	▲ 8.8	15,615	16,380	▲ 765	▲ 4.7
新規求職申込件数 (件)	307	284	23	8.1	3,324	3,236	88	2.7
月間有効求職者数 (人)	1,453	1,296	157	12.1	17,338	16,015	1,323	8.3
紹介件数 (件)	294	328	▲ 34	▲ 10.4	2,860	2,962	▲ 102	▲ 3.4
就職件数 (件)	157	176	▲ 19	▲ 10.8	1,231	1,358	▲ 127	▲ 9.4
就職率 (%)	51.1	62.0	▲ 10.9	*	37.0	42.0	▲ 5.0	*
新規求人倍率 (倍)	1.50	2.01	▲ 0.51	*	1.70	1.85	▲ 0.15	*
有効求人倍率 (倍)	0.94	1.16	▲ 0.22	*	0.90	1.02	▲ 0.12	*

◆ 新規求人倍率＝新規求人数÷新規求職申込件数

◆ 有効求人倍率＝有効求人数÷有効求職者数

◆ 就職率＝就職件数÷新規求職申込件数×100

◇ 「常用的」とは雇用期間が4ヶ月以上又は定めがないもの



注）平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

4. 職種別求人・求職・紹介状況（常用計）

（単位：人、件、倍）

職業分類	項目	新規求人数	有効求人数	新規求職申込件数	月間有効求職者数	紹介件数	就職件数	充足数	有効求人倍率
職業計		1,331	4,096	859	3,674	769	340	394	1.11
A	管理的職業従事者	4	11	2	8	0	0	0	1.38
B	専門的・技術的職業従事者	291	897	119	459	107	63	75	1.95
C	事務従事者	143	370	166	722	259	79	79	0.51
D	販売従事者	82	339	60	243	43	14	13	1.40
E	サービスの職業	332	1,040	113	398	83	53	64	2.61
F	保安職業従事者	22	82	8	41	17	14	17	2.00
G	農林漁業従事者	49	71	21	68	22	13	20	1.04
H	生産工程従事者	85	305	58	274	51	12	14	1.11
I	輸送・機械運転従事者	119	272	21	108	28	17	23	2.52
J	建設・採掘従事者	68	263	22	85	14	8	6	3.09
K	運搬・清掃・包装等従事者	136	446	119	568	145	67	83	0.79
	分類不能の職業	-	-	150	700	-	-	-	-

◆充足数：自安定所の求人が安定所（他安定所を含む）の紹介斡旋により、求職者と結びついた件数

注）平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

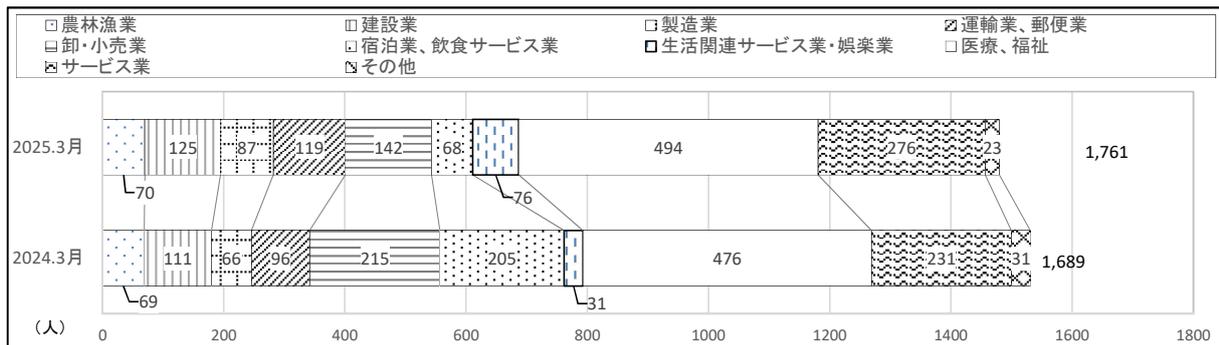
5. 年齢別・職種別有効求職者数（常用計）

（単位：人）

職業分類	年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	55歳以上の割合
職業計	3,674	289	711	675	779	805	415	33.2%
A	管理的職業従事者	8	1	1	1	3	1	25.0%
B	専門的・技術的職業従事者	459	46	122	91	82	92	25.7%
C	事務従事者	722	61	187	177	177	88	16.6%
D	販売従事者	243	23	44	41	56	54	32.5%
E	サービスの職業	398	27	57	59	89	107	41.7%
F	保安職業従事者	41	1	1	1	6	16	78.0%
G	農林漁業従事者	68	7	7	10	13	19	45.6%
H	生産工程従事者	274	28	50	54	62	49	29.2%
I	輸送・機械運転従事者	108	3	7	11	19	37	63.0%
J	建設・採掘従事者	85	7	10	11	16	25	48.2%
K	運搬・清掃・包装等従事者	568	26	86	87	121	157	43.7%
	分類不能の職業	700	59	139	132	135	66	33.6%

注）平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

6. 産業別新規求人人数（全数）



早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方または雇用保険の特定受給資格者の方を、早期に雇入れ、賃金(※)を雇入れ前の賃金(※)より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

※ 毎月決まって支払われる賃金をいいます。

■「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

■「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指します。再就職援助計画対象労働者証明書をお持ちです。

■「雇用保険の特定受給資格者」

倒産や解雇など、主に会社都合により離職した方のことを指します。

※ 特定受給資格者および特定理由離職者の範囲の概要：

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_range.html

■「毎月決まって支払われる賃金」

時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当をいいます(労働協約、就業規則または労働契約において明示されているものに限りです。)

より詳しくは、裏面の二次元バーコードからガイドブック p.5をご参照ください。

助成金の対象

労働者

貴社に雇入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者(※)」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方。

※ 再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

① 「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇入れた事業主。

② 当該労働者を、雇入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主。

③ 当該労働者の雇入れ後の毎月決まって支払われる賃金を、雇入れ前の毎月決まって支払われる賃金より5%以上上昇させていること。

※ 試用期間中の賃金が低く設定されている場合は、試用期間後の労働条件による毎月決まって支払われる賃金と比較することができます。